

官報号外

平成十五年七月二十三日

○国五百六十六回 参議院会議録第四十二号

平成十五年七月二十三日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第四十二号

平成十五年七月二十三日

第一 行政書士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案(衆議院提出)

第三 少子化社会対策基本法案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。
日程第一 行政書士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

ます、委員長の報告を求めます。総務委員長山崎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○山崎力君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結

果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政書士の業務について国民の利便性を一層高めるため、行政書士法人の設立を可能とするとともに、研修、懲戒手続等に関する規定を整備することにより、行政書士制度の基盤を強化しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長遠藤武彦君より趣旨説明を聴取した後、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。

日程第一 行政書士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

ます、委員長の報告を求めます。総務委員長山崎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○山崎力君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百一十九

百四十三

八十六

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○議長(倉田寛之君) 日程第二 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案(一部を改正する法律案衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長魚住裕一郎君。

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。

○魚住裕一郎君 登壇、拍手

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○魚住裕一郎君 ただいま議題となりました商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案(一部を改正する法律案)につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申上げます。

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、定款の授権がある場合に取締役会の決議による自己株式の取得を認めるとともに、中間配当限度額の計算方法の見直しを行おうとするものであります。

委員会におきましては、改正案の立法目的及び改正の効果、相場操縦、インサイダー取引等の防止策、情報開示の充実の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

改訂の効果、相場操縦、インサイダー取引等の防止策、情報開示の充実の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

(小川敏夫君登壇、拍手)

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○小川敏夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申上げます。

本法律案は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このようないし態に対し、長期的な視点に立つて的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務、少子化に対処するためには、べき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進しようとしてあります。

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。

投票総数

二百一十八

二百一十九

○

○議長(倉田寛之君) よって、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

官 報 (号 外)

平成十五年七月二十三日 参議院会議録第四十二号 少子化社会対策基本法案

二

委員会におきましては、発議者を代表して、衆議院議員中山太郎君より法律案の趣旨説明を、また衆議院議員逢沢一郎君より修正の趣旨について説明をそれぞれ聴取した後、法律案及び修正案の提出者、福田内閣官房長官等に対して質疑を行つたほか、四名の参考人から意見を聴取いたしました。また、厚生労働委員会と連合審査会を行い、坂口厚生労働大臣等に対しても質疑を行つなど、慎重な審査を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、「子どもを生み、育てる者」として両者を分けることの必要性、性と生殖に関する自己決定権の意味、国民の責務の内容、不妊治療に関する規定が盛り込まれた意義、「ゆとりのある教育」の内容等であります。が、その詳細は会議録によつて御承知願います。

産党の吉川理事より、立法趣旨を明確にするため、目的規定に少子化社会を克服する旨を、また、施策の基本理念に少子化に対処するための施策は結婚及び出産は個人の決定に基づくものであることを前提として講ぜられなければならぬ旨を加える修正案が提出されました。

次いで、順次採決の結果、吉川理事提出の修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し十一項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

二百二十八

三百十三

十五

投票総数
賛成
反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十一分散会

出席者は左のとおり。

議員	副議長	議長	副議長	議員
大江 康弘君	本岡 寛之君	倉田 寛之君	沼手 顯正君	田村 耕太郎君
山本 香苗君	渡辺 孝男君	森 ゆうこ君	加藤 紀文君	佐藤 昭郎君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	吉村剛太郎君	日出 武昭君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	中島 真人君	森元 恒雄君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	山下 英利君	舛添 要一君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	岩永 浩美君	愛知 治郎君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	景山俊太郎君	加治屋根宣君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	大野つや子君	斎藤 滋宣君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	山下 英利君	要一君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	有馬朗人君	田村耕太郎君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	佐藤泰三君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	昭郎君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	日出英輔君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	河本英典君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	佐藤賢二君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	三蔵君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	聖子君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	橋本保坂君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	佐藤泰三君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	服部三雄君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	河本英典君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	佐藤賢二君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	三蔵君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	聖子君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	橋本保坂君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	佐藤泰三君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	服部三雄君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	河本英典君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	佐藤賢二君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	三蔵君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	聖子君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	橋本保坂君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	佐藤泰三君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	服部三雄君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	河本英典君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	佐藤賢二君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	三蔵君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	聖子君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	橋本保坂君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	佐藤泰三君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	服部三雄君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	河本英典君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	佐藤賢二君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	三蔵君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	聖子君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	橋本保坂君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	佐藤泰三君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	服部三雄君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	河本英典君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	佐藤賢二君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	三蔵君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	聖子君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	橋本保坂君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	佐藤泰三君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	服部三雄君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	河本英典君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	佐藤賢二君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	三蔵君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	聖子君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	橋本保坂君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	佐藤泰三君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	服部三雄君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	河本英典君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	佐藤賢二君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	三蔵君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	聖子君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	橋本保坂君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	佐藤泰三君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	服部三雄君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	河本英典君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	佐藤賢二君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	三蔵君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	聖子君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	橋本保坂君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	佐藤泰三君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	服部三雄君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	河本英典君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	佐藤賢二君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	三蔵君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	聖子君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	橋本保坂君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	佐藤泰三君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	服部三雄君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	河本英典君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	佐藤賢二君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	三蔵君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	聖子君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	橋本保坂君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	佐藤泰三君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	服部三雄君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	河本英典君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	佐藤賢二君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	三蔵君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	聖子君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	橋本保坂君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	佐藤泰三君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	服部三雄君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	河本英典君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	佐藤賢二君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	三蔵君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	聖子君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	橋本保坂君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	佐藤泰三君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	服部三雄君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	河本英典君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	佐藤賢二君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	三蔵君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	聖子君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	橋本保坂君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	佐藤泰三君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	服部三雄君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	河本英典君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	佐藤賢二君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	三蔵君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	聖子君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	橋本保坂君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	佐藤泰三君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	服部三雄君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	河本英典君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	佐藤賢二君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	三蔵君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	聖子君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	橋本保坂君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	佐藤泰三君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	服部三雄君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	河本英典君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	佐藤賢二君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	三蔵君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	聖子君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	橋本保坂君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	佐藤泰三君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	服部三雄君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	河本英典君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	佐藤賢二君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	三蔵君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	聖子君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	橋本保坂君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	佐藤泰三君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	服部三雄君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	河本英典君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	佐藤賢二君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	三蔵君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	聖子君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	橋本保坂君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	佐藤泰三君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	服部三雄君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	河本英典君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	佐藤賢二君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	三蔵君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	聖子君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	橋本保坂君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	佐藤泰三君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	服部三雄君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	河本英典君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	佐藤賢二君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	山下 英利君	三蔵君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	岩永 浩美君	聖子君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男君	森 清彦君	景山俊太郎君	橋本保坂君
平野 達男君	森 清彦君	遠山 博之君	大野つや子君	佐藤泰三君
島袋 岩本 岩本	渡辺 孝男			

官 報 (号 外)

第七条の三の次に次の章名を付する。

第四章 行政書士の義務

第八条第一項中「行政書士」の下に「(行政書士の)使用者である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用者である行政書士等」という。)を除く。次項、次条、第十条の二及び第十二条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 使用人である行政書士等は、その業務を行うための事務所を設けてはならない。

第十三条第一項中「行政書士」の下に「又は行政書士法人」を加え、同条を第十三条の二十二とし、第十二条の次に次の二条、一章及び章名を加える。

(会則の遵守義務)

第十三条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。

(研修)

第十三条の二 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

第五章 行政書士法人
(設立)

第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人(第一条の二及び第一条の三に規定する業務を組織的に行うこと)として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。)を設立することができる。

(名称)

第十三条の四 行政書士法人は、その名称中に行政書士法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

第十三条の五 行政書士法人の社員は、行政書士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第十四条の規定により業務の停止の処分を受ける、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第十四条の二第一項の規定により行政書士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその処分を受けた日から二年、業務の全部の停止の処分を受けた場合には、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

(業務の範囲)

第十三条の六 行政書士法人は、第一条の二及び第一条の三に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき行政書士

が行うことができる業務のうちこれらの条に規定する業務の全部又は一部を行うことができる。ただし、当該総務省令で定める業務を行なうことが

できる行政書士に関する法令上の制限がある場合における当該業務(以下「特定業務」という。)に

ついては、社員のうちに当該特定業務を行なうことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行なうことができる。

(登記)

第十三条の七 行政書士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(設立の手続)

第十三条の八 行政書士法人を設立するには、その社員となろうとする行政書士が、共同して定款を定めなければならない。

2 商法(明治三十一年法律第四十八号)第六十七條の規定は、行政書士法人の定款について準用する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

四 社員の氏名、住所及び特定業務を行うこと

を目的とする行政書士法人にあつては、当該

特定業務を行うことができる行政書士である

社員(以下「特定社員」という。)であるか否かの別

五 社員の出資に関する事項

(成立の時期)

第十三条の九 行政書士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出等)

第十三条の十 行政書士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会(以下「主たる事務所の所在地の行政書士会」という。)を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

(成員の常駐)

第十三条の十一 行政書士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

(業務を執行する権限)

第十三条の十二 行政書士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執

行する権利を有し、義務を負う。

2 特定業務を行うことを目的とする行政書士法

人における当該特定業務については、前項の規定にかかわらず、当該特定業務に係る特定社員

のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

(法人の代表)

第十三条の十三 行政書士法人の業務を執行する社員は、各自行政書士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、業務を執行する社員のうち特に行政書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2 特定業務を行うことを目的とする行政書士法

人における当該特定業務については、前項の規定にかかるわらず、当該特定業務に係る特定社員のみが各自行政書士法人を代表する。ただし、当該特定社員のみが各自行政書士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に当該特定業務について行政書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

(社員の競業の禁止)

第十三条の十四 行政書士法人は、その事務所に設立されている行政書士会の会員である社員を常駐させなければならない。

(特定業務の取扱い)

第十三条の十五 特定業務を行うことを目的とする行政書士法人は、当該特定業務に係る特定社員が常駐していない事務所においては、当該特定業務を取り扱うことができない。

(社員の競業の禁止)

第十三条の十六 行政書士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその行政書士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の行政書士法人の社員となつてはならない。

(行政書士の義務に関する規定の準用)

第十三条の十七 第八条第一項、第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、行政書士法人について準用する。

(法定脱退)

第十三条の十八 行政書士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

報 (号外)

卷之三

卷之三

卷之三

- | | |
|--|---|
| 二 行政書士の登録の取消
二 定款に定める理由の発生
三 総社員の同意 | 四 第十三条の五第二項各号のいずれかに該当することとなつたこと。
（解散） |
| 五 除名 | 第五条の十九 行政書士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。 |
| 一 定款に定める理由の発生 | 一 定款に定める理由の発生 |
| 二 総社員の同意 | 二 総社員の同意 |
| 三 他の行政書士法人との合併 | 三 他の行政書士法人との合併 |
| 四 破産 | 四 破産 |
| 五 解散を命じる裁判 | 五 解散を命じる裁判 |
| 六 第十四条の二第一項第三号の規定による解散の処分 | 六 第十四条の二第一項第三号の規定による解散の処分 |
| 七 行政書士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が一人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。（合併） | 七 行政書士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が一人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。 |
| 八 行政書士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。 | 八 行政書士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。 |
| 九 第十三条の二十 行政書士法人は、総社員の同意があるときは、他の行政書士法人と合併することができる。 | 九 第十三条の二十 行政書士法人は、総社員の同意があるときは、他の行政書士法人と合併することができる。 |
| 十 合併は、合併後存続する行政書士法人又は合併によって設立した行政書士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによって、その効力を生ずる。 | 十 合併は、合併後存続する行政書士法人又は合併によって設立した行政書士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによって、その効力を生ずる。 |
| 十一 行政書士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本（合併によって設立した行政書士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し）を添えて、その旨を、主 | 十一 行政書士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本（合併によって設立した行政書士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し）を添えて、その旨を、主 |
| 十二 第二条の二 行政書士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該行政書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。 | 十二 第二条の二 行政書士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該行政書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。 |
| 十三 第二条の三 何人も、行政書士又は行政書士法人について第十四条又は前条第一項若しくは第二項に該当する事実があると思料するときは、当該行政書士又は当該行政書士法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該事実を通じし、適当な措置をとることを求めることができる。 | 十三 第二条の三 何人も、行政書士又は行政書士法人について第十四条又は前条第一項若しくは第二項に該当する事実があると思料するときは、当該行政書士又は当該行政書士法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該事実を通じし、適当な措置をとることを求めることができる。 |
| 十四 第二条の四 商法第七十七条から第八十三条までの規定は、行政書士法人の外部の関係について準用する。 | 十四 第二条の四 商法第七十七条から第八十三条までの規定は、行政書士法人の外部の関係について準用する。 |
| 十五 第二条の五 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項並びに第八十七条から第九十三条までの規定は、行政書士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは、「行政書士法第十三条の十六」と読み替えるものと | 十五 第二条の五 商法第七十七条から第八十三条までの規定は、行政書士法人の外部の関係について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは、「行政書士法第十三条の十六」と読み替えるものと |
| 十六 第二条の六 商法第一百条、第一百三条から第一百六条まで及び第一百九条から第一百十九条まで、第二百一十条から第二百二十二条まで、第二百二十四条第一項及び第二项、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十八条から第二百三十三条まで、第二百三十九条ノ八、第二百三十六条ノ二、第二百三十七条、第二百三十八条及び第二百三十八条ノ三の規定は、行政書士法人について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官厅」とあるのは、「日本行政書士会連合会」と読み替えるものとする。 | 十六 第二条の六 商法第一百条、第一百十三条から第一百六条まで及び第一百九条から第一百十九条まで、第二百一十条から第二百二十二条まで、第二百二十四条第一項及び第二项、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十八条から第二百三十三条まで、第二百三十九条ノ八、第二百三十六条ノ二、第二百三十七条、第二百三十八条及び第二百三十八条ノ三の規定は、行政書士法人について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官厅」とあるのは、「日本行政書士会連合会」と読み替えるものとする。 |
| 十七 第二条の七 商法第一百条、第一百三条から第一百六条まで及び第一百九条から第一百十九条まで、第二百一十条から第二百二十二条まで、第二百二十四条第一項及び第二项、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十八条から第二百三十三条まで、第二百三十九条ノ八、第二百三十六条ノ二、第二百三十七条、第二百三十八条及び第二百三十八条ノ三の規定は、行政書士法人について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官厅」とあるのは、「日本行政書士会連合会」と読み替えるものとする。 | 十七 第二条の七 商法第一百条、第一百十三条から第一百六条まで及び第一百九条から第一百十九条まで、第二百一十条から第二百二十二条まで、第二百二十四条第一項及び第二项、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十八条から第二百三十三条まで、第二百三十九条ノ八、第二百三十六条ノ二、第二百三十七条、第二百三十八条及び第二百三十八条ノ三の規定は、行政書士法人について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官厅」とあるのは、「日本行政書士会連合会」と読み替えるものとする。 |
| 十八 第二条の八 第一百四十二条第一項第一項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。 | 十八 第二条の八 第一百四十二条第一項第一項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。 |
| 十九 第二条の九 商法第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項及び第三項並びに第七十五条の規定は、行政書士法人の内部の関係について準用する。この場合において、同法第七十四条第二項中「前項」とあるのは、「行政書士法第十三条の十六」と読み替えるものと | 十九 第二条の九 商法第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項及び第三項並びに第七十五条の規定は、行政書士法人の内部の関係について準用する。この場合において、同法第七十四条第二項中「前項」とあるのは、「行政書士法第十三条の十六」と読み替えるものと |
| 二十 第二条の十 第一百四十二条第一項第一項中「基づく」を「基づく」に、「左の各号の」を「当該行政書士に対し、次に掲げる」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。 | 二十 第二条の十 第一百四十二条第一項第一項中「基づく」を「基づく」に、「左の各号の」を「当該行政書士に対し、次に掲げる」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。 |
| 二十一 第二条の十一 第十四条第二項から第四項までを削り、同条の一 戒告 | 二十一 第十四条第二項から第四項までを削り、同条の一 戒告 |
| 二十二 第二条の十二 次に次の四条及び章名を加える。
(行政書士法人に対する懲戒) | 二十二 第二条の十二 次に次の四条及び章名を加える。
(行政書士法人に対する懲戒) |
| 二十三 第二条の十三 第十四条の二 行政書士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の認めるところに違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該行政書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。 | 二十三 第二条の十三 第十四条の二 行政書士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の認めるところに違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該行政書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。 |
| 二十四 第二条の十四 第十四条の三 何人も、行政書士又は行政書士法人について第十四条又は前条第一項若しくは第二項に該当する事実があると思料するときは、当該行政書士又は当該行政書士法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該事実を通じし、適当な措置をとることを求めることができる。 | 二十四 第二条の十四 第十四条の三 何人も、行政書士又は行政書士法人について第十四条又は前条第一項若しくは第二項に該当する事実があると思料するときは、当該行政書士又は当該行政書士法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該事実を通じし、適当な措置をとることを求めることができる。 |
| 二十五 第二条の十五 前項の規定による通知があつたときは、同項 | 二十五 第二条の十五 前項の規定による通知があつたときは、同項 |

<p>要な調査をしなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第十四条第二号又は前条第三号若しくは第二項第二号の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 前項に規定する処分又は第十四条第三号若しくは前条第一項第三号の処分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。</p> <p>5 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。</p> <p>(登録の抹消の制限等)</p>	
<p>第十四条の四 都道府県知事は、行政書士に対し第十四条第二号又は第三号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに日本行政書士会連合会にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 日本行政書士会連合会は、行政書士について前項の通知を受けた場合には、都道府県知事から第十四条第二号又は第三号に掲げる処分の手続が結了した旨の通知を受けるまでは、当該行政書士について第七条第一項第一号又は第二項各号の規定による登録の抹消をすることができるない。</p> <p>(懲戒処分の公告)</p>	
<p>第十四条の五 都道府県知事は、第十四条又は第十四条の二の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県の公報をもつて公告しなければならない。</p> <p>第六章 行政書士会及び日本行政書士会連合会</p>	
<p>第十五条第一項中「行政書士」を「会員」に改める。</p> <p>第十六条第五号中「行政書士」を「会員」に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に</p>	
<p>次の一号を加える。</p> <p>八 行政書士の研修に関する規定</p> <p>第十六条の五の見出しを「(行政書士の入会及び退会)」に改める。</p> <p>第十六条の六を次のように改める。</p> <p>(行政書士法人の入会及び退会)</p> <p>第十六条の六の次に次の章名を付する。</p> <p>第八章 雜則</p>	
<p>第十八条の三を次のように改める。</p> <p>第十八条の三の三を削除する。</p> <p>第十八条の六の次に次の章名を付する。</p> <p>第十九条の見出しを「(業務の制限)」に改め、同条第一項中「行政書士」の下に「又は行政書士法人」を加え、同条第三項を削る。</p> <p>第十九条の二を第十九条の四とし、第十九条の二を次に二条を加える。</p> <p>(名称の使用制限)</p>	
<p>第十九条の二 行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。</p> <p>2 行政書士法人でない者は、行政書士法人又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。</p> <p>3 行政書士会又は日本行政書士会連合会ではない者は、行政書士会若しくは日本行政書士会連合会又はこれらと紛らわしい名称を用いてはならない。</p> <p>(行政書士の使用者の秘密を守る義務)</p>	
<p>第十九条の三 行政書士又は行政書士法人の使用者その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士又は行政書士法人の使用者その他の従業者でなくなつた後も、また同様とする。</p> <p>第二十条中「ものの外、行政書士」を「もののか、行政書士又は行政書士法人」に改め、同条の次に次の章名を付する。</p> <p>第九章 罰則</p>	
<p>6 行政書士法人は、第三項の規定により行政書士会を退会したときは、退会の日から二週間に内に、その旨を、当該行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならぬ。</p> <p>5 行政書士法人は、第三項の規定により行政書士会を退会したときは、退会の日から二週間に内に、その旨を、当該行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。</p> <p>(会員の品位)</p>	
<p>第十七条第一項中「行政書士」を「会員」に改める。</p> <p>第十八条第二項中「行政書士」を「会員」に改める。</p> <p>第十九条の三を加え、「十万円」を五十万円に改める。</p>	
<p>士会の会員の「品位」に改める。</p> <p>第十八条の二第一号中「第七号」を「第八号」に改める。</p> <p>第十九条の四中「第十九条第三項」を「第十九条」に、「十万円」を「三十万円」に改める。</p> <p>第二十二条の四中「第十九条第三項」を「第十九条」に、「十万円」を「三十万円」に改める。</p> <p>第二十三条の次に次の章名を付する。</p> <p>第十三条 第九条又は第十二条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 行政書士法人が第十三条の十七において準用する第九条又は第十二条の規定に違反したときは、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十三条の次に次の一条を加える。</p> <p>第二十三条の二 第十三条の二十二第一項の規定による当該吏員の検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十四条の次に次の一条を加える。</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、行政書士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。</p> <p>第一この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。</p> <p>二 第十三条の二十一第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。</p> <p>三 定款又は第十三条の二十一第二項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。</p> <p>四 第十三条の二十一第六項において準用する商法第一百条第一項又は第三項(第十三条の二十一第七項において準用する同法第一百七十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して合併し、又は財産を处分したとき。</p> <p>五 第十三条の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条の規定に違反して財産を分配したとき。</p>	

項各号ニ定ムル額ヲ控除シタル額
七 前二号ニ掲グルモノノ外法務省令ニ定ム
ル額

(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正)

(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。)

第二十一条の七第三項中第一二号を第二十

三号とし、第九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 商法第二百十一条ノ三第一項第二号に掲

げる場合における自己の株式の買受けについての同条第二項に規定する事項の決定

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、保険業法の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十九号)の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、附則第五条中保険業法(平成七年法律第二百五号)第五十二条の三第一項及び第三項並びに第六十五条の改正規定は、保険業法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(証券取引法の一部改正)

第三条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の六第一項中「による定期総会の

決議」の下に「又は第二百十一条ノ三第一項の規定による取締役会の決議(同項第一号に掲げる場合を除く。)」を、「決議があつた定期総会」の下に「又は取締役会(以下この項において「定期総会等」という。)」を加え、「当該定期総会」を「当該定期総会等」に改める。

第二十七条の二十一の二第一項第一号の次に次の一号を加える。

二の二 商法第二百十一条ノ三第一項の規定による買付け(同項第一号に掲げる場合を除く。)

(鉄道事業法の一部改正)
第四条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「これららの規定中「左ノ金額」とあるのは、」を「同法第二百九十条第一項中「左ノ金額」とあるのは」に改め、「合計額」の下に「と、同法第二百九十三条ノ五第三項中「第一号乃至第四号ノ金額」とあるのは第一号乃至第

四号ノ金額及鉄道事業法第二十条第一項ノ規定二依り貸借対照表ノ資産ノ部二計上シタル金額ノ合計額」を加える。

(保険業法の一部改正)
第五条 保険業法の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「子会社の有する」を「取締役会の決議による」に改め、同条第三項中「及び二百九十三条ノ五第三項第四号」を「並びに第二十一号まで」に改め、同条第三項中「第二百九十三条ノ五第三項第四号及び第七号」に改める。

第五十二条の三第一項中「及び第十六号から第五十二条の三第一項中「及び第十六号から乃至第四号ノ金額」に、「第二十一条の七第三項第十七号」を「第二十一条の七第三項第十七号」に改め、同条第三項中「第二十

一条の七第三項第九号及び第十二号を「第二十一条の七第三項第十号及び第十三号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に、「同項第十三号、第十四号及び第十五号」に、「同項第十四号、第十五号及び第十六号」に、「同項第十四号」を

「同項第十五号」に、「同項第十二号」を「同項第十五号」に改める。

第六十五条中「及び第十六号から第二十一号まで」を「第九号及び第十七号から第二十一号まで」に改める。

第六十五条中「及び第十六号から第二十一号まで」を「第九号及び第十七号から第二十一号まで」に改める。

第六十五条中「及び第十六号から第二十一号まで」を「第九号及び第十七号から第二十一号まで」に改める。

平成十五年七月二十二日
参議院議長 倉田 寛之殿

内閣委員長 小川 敏夫

少子化社会対策基本法案
審査報告書

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十五年七月二十二日
内閣委員長 小川 敏夫

少子化社会対策基本法案
審査報告書

第六条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(一部改正)
第六条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第二百一十七条号)の一部を次のように改定する。

第二十条第二項中「これららの規定中「左ノ金額」とあるのは、」を「同法第二百九十条第一項中「左ノ金額」とあるのは」に改め、「合計額」の下に「と、同法第二百九十三条ノ五第三項中「第一号乃至第四号ノ金額」とあるのは第一号乃至第

四号ノ金額及鉄道事業法第二十条第一項ノ規定二依り貸借対照表ノ資産ノ部二計上シタル金額ノ合計額」を加える。

(保険業法の一部改正)
第五条 保険業法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「子会社の有する」を「取締

役会の決議による」に改め、同条第三項中「及び二百九十三条ノ五第三項第四号」を「並びに第二十一号まで」に改め、同条第三項中「第二百九十三条ノ五第三項第四号及び第七号」に改める。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)
第七条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正す

る。

第一二条の八第三項中「左ノ金額」を「第一号

乃至第四号ノ金額」に、「第二十一条の七第三項第十七号」を「第二十一条の七第三項第十八号」に改める。

第五十二条の三第一項中「及び第十六号から第五十二条の三第一項中「及び第十六号から乃至第四号ノ金額」に、「第二十一条の七第三項第十七号」を「第二十一条の七第三項第十七号」に改め、同条第三項中「第二十

二二日の本院「少子化対策推進に関する決議」を

踏まえ、次の事項について、適切な措置を講すべきである。

一、少子化に対処するための施策を推進するに当たっては、結婚・出産や子育て、家族に関する国民の多様な価値観及び当事者の意思を尊重するとともに、子どもを有しない者の人格が侵害されることのないように、また、婚外子がいかなる差別も受けることのないように十分配慮すること。

二、子どもは次代の社会の担い手であり、子育てについては父母が第一義的責任を有するとの認識の下に、子どもを生み、育てる者の経済的、精神的その他の負担及び不安の軽減に資する施策の充実に努めること。

三、国連の国際人口・開発会議で採択された行動計画及び第四回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえ、女性の生涯を通じた身体的、精神的及び社会的な健康に関わる総合的な施策を展開するとともに、これらの行動計画及び行動綱領の正しい知識の普及に努めること。また、結婚や出産は愛情、信頼及び責任を組帶とする男女の自由な意思に委ねられるべきものであることについて、啓発及び教育活動を強化すること。

四、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるようにするための取組に関して、事業主がその責務を十分に果たすことができるよう、育児休業制度等の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進その他の雇用環境の整備のための施策に万全を期すこと。

五、保育サービス等の充実を図るに当たっては、

病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育のほか、障害児保育の体制の整備のための施策を講ずること。

六、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等の施策を講ずること。

七、望まない妊娠や性感染症の予防等に関する適切な啓蒙、相談等の取組を図ること。

八、少子化に対処するための対策の一環としてのゆとりのある教育は、父母をはじめ保護者的心理的な負担を軽減するためのものであって、子どもの学習意欲や向学心の低下を招くものであってはならない。したがって、ゆとりのある

学校教育の実現を図るために、国際化時代の我が国の将来を担う子どもに基礎的・基本的知識を確実に習得させ、また、それぞれの能力を最大限に伸ばし、かつ、豊かな人間性や社会性及び生きる力を育むことを助長することを旨として策定し、実施すること。

予算の確保等に努めるとともに、少子化の諸要因とその対応策についての調査研究を一層推進し、その結果を施策に反映させること。

十二、少子化対策においては、子どもが安心して成長できる環境をつくることが重要であり、そのため、国及び地方公共団体は、青少年が健全に育成できる良好な社会環境の整備が図られるよう十分配慮すること。

右決議する。

右の本院提出案をここに送付する。

平成十五年六月十一日

参議院議長 倉田 寛之殿

衆議院議長 綿貫 民輔

少子化社会対策基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条～第九条)

第二章 基本的施策(第十二条～第十七条)

第三章 少子化社会対策会議(第十八条～第十

九条)

附則

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が

國の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。

しかしながら、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意

識や社会の対応は、著しく遅れている。少子化は、社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不斷の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものはあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一步を踏み出すことは、我らに課せられている堅密の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化的に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明確にし、この法律を制定する。

しかし、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意

機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心

二 社会対策會議(以下「會議」という。)を置く。
三 前二号に掲げるもののほか、少子化社会
一 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
二 第七条の大綱の案を作成すること。
三 少子化社会において講ぜられる施策につ
て必要な関係行政機関相互の調整をす
と。

第四条第一項中「高齢化」を「少子化及び高齢化」に改め、同条第三項第四十三号の次に次の二号を加える。

四十三の二 少子化に対処するための施策の大綱(少子化社会対策基本法(平成十五年法律第号)第七条に規定するものをいいう。)の作成及び推進に関すること。

十四十三の二 少子化に対処するための施策の大綱(少子化社会対策基本法(平成十五年法律第号)第七条に規定するもの)の作成及び推進に關すること。

高齢社会対策基本法

高齢社会対策基本法

を

第四十条第三項の表中

議

高齢社会

対策基本法

とかでまた埠境環境を整備するための措置を一くりその他の必要な施策を講ずるものとする。

第十九条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

(経済的負担)の軽減

2
会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

第十六条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

委員は、内閣官房長官、関係行政機関の臣
び内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)
九条第一項に規定する特命担当大臣のうち
ら、内閣総理大臣が任命する。

(教育及び啓発)
第十七条 国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の間で理解を深めることの必要な教育が各

附 則 (施行期日)

第三章 少子化社会对策会議

（設置及び所掌事務）

（内閣府設置法の一部改正）

(設置及び所掌事務)

第十八条 内閣府に、

官 報 (号 外)

平成十五年七月二十三日 参議院会議録第四十二号 投票者氏名

反対者氏名

八六名

名	朝日俊弘君	伊藤基隆君	今泉昭君
池口修次君	小川敏夫君	海野岡崎トミ子君	江本孟紀君
岩本大塚勝木	大塚勝木	神本美恵子君	木俣佳丈君
江田五月君	川橋勝木	奥石健司君	佐藤泰介君
小川勝也君	郡司耕平君	幸子君	小林元君
大塚	佐藤彰君	道夫君	齋藤勁君
岩佐若林山本柳田峰崎松井堀	千葉谷直嶋信田長谷川	千葉谷直嶋信田長谷川	櫻井鈴木佐藤
辰美君惠美君	和中和歌子君邦雄君清君	博之君景子君正行君	高嶋良充君谷林正昭君
大沢井上	和俊男君	景子君	角田義一君
池田若林山本柳田峰崎松井堀	利和君	正行君	中島章夫君
岩佐幹幸君孝史君秀樹君	孝治君	邦雄君	羽田雄一郎君
辰美君	利和君	清君	平田健二君
大沢	和俊男君	正行君	藤原哲郎君
井上	和俊男君	邦雄君	福山
池田	和俊男君	清君	山根
岩佐	和俊男君	正行君	藤原
辰美君	和俊男君	邦雄君	正司君
大沢	和俊男君	清君	本田
井上	和俊男君	正行君	平田
池田	和俊男君	邦雄君	健二君
岩佐	和俊男君	清君	良一君
辰美君	和俊男君	正行君	円より子君
大沢	和俊男君	邦雄君	築瀬進君
井上	和俊男君	清君	市田
池田	和俊男君	正行君	糸方
岩佐	和俊男君	邦雄君	智子君
辰美君	和俊男君	清君	和田ひろ子君
大沢	和俊男君	正行君	忠義君
井上	和俊男君	邦雄君	靖夫君
池田	和俊男君	清君	美代君
岩佐	和俊男君	正行君	智子君
辰美君	和俊男君	邦雄君	和田ひろ子君
大沢	和俊男君	清君	隆治君
井上	和俊男君	正行君	忠義君
池田	和俊男君	邦雄君	靖夫君
岩佐	和俊男君	清君	美代君
辰美君	和俊男君	正行君	智子君
大沢	和俊男君	邦雄君	和田ひろ子君
井上	和俊男君	清君	隆治君
池田	和俊男君	正行君	忠義君
岩佐	和俊男君	邦雄君	靖夫君
辰美君	和俊男君	清君	美代君
大沢	和俊男君	正行君	智子君

贊成者氏々

二二三名

日程第三 少子化社会対策基本法案(衆議院提出)	賛成者氏名
小池 晃君	小林美恵子君
富樫 練三君	君枝君
畠野 吉岡	吉典君
林 紀子君	吉岡
島袋 大脇	宗康君
吉岡 雅子君	吉岡
渕上 田	英夫君
大渕 貞雄君	大渕
中村 紗子君	英夫君
中村 敦夫君	大渕
阿南 一成君	阿南
愛知 治郎君	一成君
荒井 正吾君	愛知
有村 治子君	一成君
市川 一朗君	治郎君
岩井 國臣君	正吾君
上杉 光弘君	荒井
魚住 汎英君	有村
尾辻 秀久君	治子君
大仁田 光弘君	一朗君
扇 千景君	國臣君
加治屋義人君	岩井
扇 厚君	上杉
加納 時男君	魚住
景山俊太郎君	尾辻
片山虎之助君	大仁田
木村 郁夫君	扇
木村 仁君	加納
亀井 郁夫君	景山俊太郎君
岸 河本 宏二君	片山虎之助君
岸 河本 英典君	木村 仁君
小泉 大門実紀史君	亀井 郁夫君
西山登紀子君	岸 河本
八田ひろ子君	岸 河本
宮本 岳志君	小泉 大門実紀史君
吉川 春子君	西山登紀子君
高橋紀世子君	八田ひろ子君
大田 昌秀君	吉川 春子君
福島 瑞穂君	高橋紀世子君
又市 黒岩	大田 昌秀君
征治君	福島 瑞穂君
本岡 宇洋君	又市 黒岩
昭次君	征治君
阿部 正俊君	本岡 宇洋君
青木 幹雄君	昭次君
有馬 朗人君	阿部 正俊君
泉 信也君	青木 幹雄君
入澤 肇君	有馬 朗人君
岩永 浩美君	泉 信也君
上野 公成君	入澤 肇君
小野 清子君	岩永 浩美君
大島 慶久君	上野 公成君
大野つや子君	小野 清子君
岡田 広君	大島 慶久君
狩野 加藤	大野つや子君
柏村 武昭君	岡田 広君
金田 勝年君	狩野 加藤
河本 紀文君	柏村 武昭君
宏二君	金田 勝年君

一四

北岡	秀二君	沓掛	秀一君	久世	公堯君
近藤	小泉	折男君	近藤	国井	正幸君
佐藤	小林	顯雄君	佐藤	後藤	博子君
桜井	温君	剛君	斎藤	小斎平敏文君	
清水	昭郎君	新君	清水	達雄君	
椎名	嘉与子君	滋宣君	達雄	陣内	
鈴木	一保君	一保君	孝雄君	山東	
政	三君	三君	弘成君	昭子君	
関谷	勝嗣君	田浦	世耕	泰三君	
田中	直紀君	田浦	直君	佐藤	
田村	耕太郎君	田村	公平君	佐々木知子君	
竹山	裕君	伊達	忠一君	泰三君	
谷川	秀善君	伊達	敬三君	後藤	
月原	茂皓君	武見	幸男君	小斎平敏文君	
中島	啓雄君	段本	義雄君	國井	
中曾根	弘文君	常田	享詳君	正幸君	
仲道	俊哉君	中川	真人君	顯雄君	
野上	浩太郎君	中原	爽君	剛君	
野間	赳君	西銘順志郎			
橋本	聖子君	野沢	太三君		
林	芳正君	服部	三男雄君		
保坂	三藏君	藤井	基之君		
福島	啓史郎君	日出	英輔君		
溝手	要一君	松谷	蒼一郎君		
松山	岩夫君	松村	龍二君		
政司	君	真鍋	賢二君		
森下	博之君	秀樹君	一水君		
		次夫君			

官 報 (号 外)

平成十五年七月二十三日

參議院會議錄第四十二号 投票者氏名

森元 恒雄君	矢野 哲朗君
山崎 力君	山下 英利君
吉村剛太郎君	山本 一太君
脇 雅史君	伊藤 基隆君
山本 一太君	今泉 昭君
吉村剛太郎君	海野 徹君
脇 雅史君	江本 孟紀君
山本 一太君	木俣 敏夫君
吉村剛太郎君	岡崎トミ子君
脇 雅史君	神本美恵子君
山本 一太君	佐藤 泰介君
吉村剛太郎君	木俣 佳丈君
脇 雅史君	小林 元君
山本 一太君	齊藤 勲君
吉村剛太郎君	榎葉賀津也君
脇 雅史君	高嶋 良充君
山本 一太君	谷林 正昭君
吉村剛太郎君	中島 章夫君
脇 雅史君	角田 義一君
山本 一太君	羽田雄一郎君
吉村剛太郎君	高嶋 良充君
脇 雅史君	谷林 正昭君
山本 一太君	中島 章夫君
吉村剛太郎君	角田 義一君
脇 雅史君	羽田雄一郎君
山本 一太君	高嶋 良充君
吉村剛太郎君	谷林 正昭君
脇 雅史君	中島 章夫君
山本 一太君	角田 義一君
吉村剛太郎君	羽田雄一郎君

森山 山内	吉田 吉田	山崎 若林	山下 朝日	山本 池口	山崎 朝日	山内 森山
正昭君 俊夫君	正昭君 善彦君	正彦君 博美君	正彦君 修次君	正彦君 俊弘君	正彦君 俊弘君	裕君 博美君
草川 昭三君	浜田卓二郎君	日笠 勝之君	山口那津男君	鶴岡 沢	大庭健太郎君	和田ひろ子君
高野 博師君	浜田卓二郎君	勝之君	香苗君	あきら君	遠山 清彦君	義科 満治君
木庭健太郎君	浜田卓二郎君	市田 忠義君	市田 香苗君	山本 渡辺	高野 博師君	若林 秀樹君
高野 博師君	浜田卓二郎君	大門美紀史君	大門美紀史君	井上 美代君	木庭健太郎君	荒木 清寛君
福本 潤二君	浜田卓二郎君	西山登紀子君	西山登紀子君	市田 緒方	高野 博師君	風間 裕君
福本 潤二君	浜田卓二郎君	八田ひろ子君	八田ひろ子君	市田 靖夫君	木庭健太郎君	遠山 清彦君
福本 潤二君	浜田卓二郎君	宮本 岳志君	宮本 岳志君	大門美紀史君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤二君	浜田卓二郎君	吉川 春子君	吉川 春子君	西山登紀子君	木庭健太郎君	木庭健太郎君
福本 潤二君	浜田卓二郎君	田名部匡省君	田名部匡省君	八田ひろ子君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤二君	浜田卓二郎君	松岡滿壽男君	松岡滿壽男君	吉川 春子君	木庭健太郎君	高野 博師君
福本 潤二君	浜田卓二郎君	椎名 素夫君	椎名 素夫君	吉川 春子君	木庭健太郎君	高野 博師君
福本 潤二君	浜田卓二郎君	本岡 昭次君	本岡 昭次君	吉川 春子君	木庭健太郎君	高野 博師君

和田ひろ子君	義科 満治君
魚住裕一郎君	草川 昭三君
浜田卓二郎君	鶴岡 沢
日笠 勝之君	大庭健太郎君
勝之君	和田ひろ子君
市田 忠義君	浜田卓二郎君
大門美紀史君	浜田卓二郎君
西山登紀子君	浜田卓二郎君
八田ひろ子君	浜田卓二郎君
宮本 岳志君	浜田卓二郎君
吉川 春子君	浜田卓二郎君
田名部匡省君	浜田卓二郎君
松岡滿壽男君	浜田卓二郎君
椎名 素夫君	浜田卓二郎君
本岡 昭次君	浜田卓二郎君

若林 秀樹君	秀樹君
清寛君	清寛君
高野 博師君	高野 博師君
木庭健太郎君	木庭健太郎君
浜四津敏子君	浜四津敏子君
福本 潤二君	福本 潤二君
潤二君	潤二君
森本 晃司君	森本 晃司君
保君	保君
朱一君	朱一君
山本 井上	山本 井上
井上 美代君	井上 美代君
市田 忠義君	市田 忠義君
大門美紀史君	大門美紀史君
西山登紀子君	西山登紀子君
八田ひろ子君	八田ひろ子君
宮本 岳志君	宮本 岳志君
吉川 春子君	吉川 春子君
田名部匡省君	田名部匡省君
松岡滿壽男君	松岡滿壽男君
椎名 素夫君	椎名 素夫君
本岡 昭次君	本岡 昭次君

大田 昌秀君	瑞穂君
福島 瑞穂君	征治君
又市 征治君	敦夫君
中村 敦夫君	大田 昌秀君

田英夫君	田英夫君
渕上 貞雄君	渕上 貞雄君
黒岩 宝洋君	黒岩 宝洋君
田英夫君	渕上 貞雄君

官 報 (号外)

明治二十九年三月三十一日
郵便物認可

平成十五年七月一十三日 參議院會議錄第四十二号

発行所
二東京二〇五番地虎ノ門二四五丁目
獨立行政法人國立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体一部 一一二五円)